

予算常任委員会会議記録（概要）

令和2年11月30日（月）

開 会 午後7時40分

（所属変更した委員のあいさつ）

（席次の決定） 別紙のとおり

【議 事】

○議案第117号「令和2年度所沢市所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地
区画整理特別会計補正予算（第1号）」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第117号については、全会一致、原案のとおり可決すべきもの
と決する。

○議案第118号「令和2年度所沢市所沢都市計画事業所沢駅西口土地
区画整理事業特別会計補正予算（第2号）」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第118号については、全会一致、原案のとおり可決すべきもの
と決する。

休 憩（午後7時45分）

（説明員交代）

再 開（午後7時46分）

○議案第119号「令和2年度所沢市介護保険特別会計補正予算（第3号）」

【補足説明】なし

【質 疑】

石本委員

リーマンショックのときなどを含め、過去において還付金の事例はあるか。

岸介護保険担当参事

リーマンショックのときも含め、還付の事例としては、通常の所得更正、死亡、転出に伴う減額更正がありまして、今回の新型コロナウイルスの影響による収入減のような特例的なものは今までなかったものです。

石本委員

議案資料を見ると、財政調整交付金というのが10分の4で、介護保険災害等臨時特例補助金が10分の6とある。この割合の根拠は何か。

岸介護保険担当参事

割合については、令和2年度介護保険災害等臨時特例補助金交付要綱、国の要綱によりまして、10分の6とされているところです。10分の4については、厚生労働省老健局介護保険計画課の通知により令和2年4月9日に事務連絡が来ておりまして、この残りの10分の4については、財政調整交付金の中から財政支援するとされております。

杉田委員

当初予算では550万円組んでいるということは、コロナ禍の前に組んでいるはずなので、例年、ある程度を出しているのではないかと。例年どのくらいを出しているものなのか。どれくらいの割合が、新型コロナウイルスによっての金額なのか。

岸介護保険担当参事

当初予算のときには当然新型コロナウイルスでの減免という予算は組みようがなかったということになりますので、先ほど申しあげました通常の所得更正だとか、死亡、転出に伴うものの還付金ということで当初予算を組みました。過去5年の平均になりますが、440件ありまして、平均で470万円くらい還付があります。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第119号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休憩（午後7時50分）

（説明員交代）

再開（午後7時51分）

○議案第116号「令和2年度所沢市一般会計補正予算（第12号）」

(議会事務局)

【補足説明】なし

【質 疑】なし

休 憩 (午後7時52分)

(説明員交代)

再 開 (午後7時53分)

(総務部)

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

期末手当の減だが、組合との交渉ではお互いに妥結しているという理解でよろしいか。

並木職員課長

両組合とも妥結をいただいております。

休 憩 (午後7時55分)

(説明員交代)

再 開 (午後7時56分)

(産業経済部)

【補足説明】なし

【質 疑】

谷口委員

想定できなかったものがあるとのことだが、要求水準書または工事を

行うための仕様書はどこがつくったのか。

柳田商業観光課長

要求水準書募集要項は、市で作成しました。

谷口委員

アドバイザリー契約を結んでいたが、それはどこまでの仕事だったのか。

柳田商業観光課長

実施方針並びに募集要項をつくることをアドバイザリー契約で委託しているものです。要求水準書も含まれています。

谷口委員

地質的なこと、何をどれぐらい深く、擁壁をつくるなどの仕様を固めることはどこがしたのか。

柳田商業観光課長

設計の中身を決定していくのはPFI事業者なので、要求水準書ではその敷地の中で仕様として必要とされる機能を固めていくことになり、敷地の中のどこにどのような建物を造るといったことはPFI事業者が提案するものです。

谷口委員

その事業者はどこか。

柳田商業観光課長

PFI事業者は平岩建設株式会社です。

谷口委員

地盤改良について、コンポストセンターとして使っていたが、普通建物があつたところは柱状図、ボーリングデータを調べれば大体予想できるが、P F I 事業者はどのあたりまでやっているのか。

柳田商業観光課長

ボーリングについては、P F I 事業者を募集する段階、要求水準書を公開している段階ですが、過去に施設があつた平成22年の地盤調査の結果を参考図書として市で公開しています。公開された情報をもとにP F I 事業者が提案したものです。実際設計して、工事するに当たり地盤の調査もその設計に合わせてする必要があつたので、この度、擁壁の構造計算に必要な地盤調査の結果、地盤が弱いことが分かりました。

谷口委員

当初、市が公開していた数値と今回の実際調査した部分で齟齬があつて当初の予定が変わつたのか。

柳田商業観光課長

参考図書はあくまでの参考としての提示でして、その後実際の設計に当たっては様々な要因も含めて設計して、土壌改良が計画されたものです。

谷口委員

擁壁の仕様について、長さが延長されているが、延長された理由は。

柳田商業観光課長

当初の計画では既存の擁壁が使える想定で、要求水準書も計画していましたが、高さが足りないことと老朽化も含めて撤去が必要となり、かつ、全体の設計に合わせた擁壁を造る必要が出てきました。

谷口委員

当初PFI事業者が工事をするときに現地を見る。その段階で老朽化が分かったのではないか。

柳田商業観光課長

工事を進める前の段階では分かっていたものと考えています。

平井委員

事業概要調書を読んで測量リスクではなくて、設計変更リスクではないかと思った。設計変更リスクであれば事業者の提案内容の不備、設計変更による費用の増大、計画の遅延に関することの負担者は事業者となっている。

議案質疑では市が負担するようなことを答弁されていたが、お互いに、事業者の負担の割合になっている。あの答弁でよかったのか。

PFIに任せてしまうのだから、きちんと契約書を書くべきだったが書いたのか。設計変更リスクに該当するのではないか。

柳田商業観光課長

実施方針でリスク分担等を示していますが、今回地盤調査に伴って発見された事態については設計段階の測量調査リスクに当たると考えています。今回の事業契約書の第37条に該当する場合は市が負担する契

約になっています。

平井委員

想定されるのだから契約書の中に提示されているか。

柳田商業観光課長

基本的に実施方針に示されている内容から変更となる契約ではなくて、変更のリスクについては事業者の責めによるものは事業者が負担し、市の責めによる、予見できない部分については市が負担することが明記されています。

平井委員

所沢市として契約書に書くべきではなかったのか。

柳田商業観光課長

契約で当初に予見されないことを事業者が負担するということは実施方針に示されていませんでした。市が予見できなかった募集要項の段階で公開できなかった部分について事業者の負担を求める実施方針ではないので、契約書についてもこのような案件については市が負担すると明記したものです。

平井委員

測量調査リスクの負担者は市が丸で、事業者が三角となっている。業者に全く責任を求めなくていいのか。

柳田商業観光課長

市の要請によって事業者が設計変更を行う場合市が負担し、または、

事業者に起因して行う場合は事業者側の費用を負担するものに該当して
います。それ以外予見できない変更によって事業者が追加した費用は
市が負担するものになっています。契約書の中で謳っているものです。

平井委員

契約の後にいろいろなことが出てくると負担がかさみ、事業費が膨ら
む。そのようなことを防ぐためにも、P F I の在り方もあちこちで問題
になっているので、今後の見直しの中には契約時にはそのようなことを
書き込む必要があると思うが、今後の在り方はいかがか。

植村産業経済部長

P F I 事業では設計・建設を合わせて発注するので、その前の調査を
求めているので、予見していなかったことも出るのですが、今後 P F
I 事業を市が実施した場合に必ずそのようなことが出るとも言えない
ところです。P F I のメリットも感じています。経費の平準化や効率化、
期間が短縮できます。そのようなことを含めて今回選択したのですが、
このようなことがあったので、変えなくてはいけないということではな
く、今回のケースはこのようなことがあったことは庁内に周知して、今
後の検討の参考にさせていただきたいと思っています。

村上委員

最大の疑義は、なぜこの時期なのかの1点である。確認していくが、
当初の本契約の日付は。

柳田商業観光課長 仮契約を8月20日に結びまして、9月定例会で承認いただき、10月4日に本契約となります。

村上委員 本契約が終わった後、事前調査というものを行っているはずである。事前調査を始めたのはいつからか。

柳田商業観光課長 今回の案件に関わる土壌調査については、3回実施しております。初めは令和元年11月15日に敷地のマルシェ棟下部の地点でスウェーデン式サウンディング試験を行い、地盤調査をしました。2回目は令和2年6月19日に同様の調査方法で調査を行いました。3回目は擁壁下部に関わる調査ですが、令和2年8月12日に実施しました。

村上委員 事前調査というのは、実施計画をつくるために行われるものであって、令和元年から始めたということか。

柳田商業観光課長 実施計画、提案をされる前の段階については、現場の視察、調査はしておりますけれども、具体的に土地をいじる等の調査はしていないものです。

村上委員 それは実際に引渡しを受けないと調査ができないということか。

柳田商業観光課長 計画に当たっては土地の引き渡し等ということではなくて、設計施工、一括発注をしているということもありますので、設計なりを進める段階で適切な時期に具体的な土壌調査をしているもので、提案の計画を出された段階では、提案する事業者の調査は入っていないというものです。

村上委員 2018年10月に契約をして、実際に土地に乗り込んだのはいつか。

柳田商業観光課長 実際にこのPFI事業に入った時期ですが、こちらについてはブリッジの影響によりまして、工事の着手ができなくなり債務負担行為の変更のお願いをさせていただいたのが、9月定例会でして、その9月定例会以降に入ったというものになります。

村上委員 2018年に契約してから、約1年間、現場には入っていないということか。

柳田商業観光課長 直接調査等ができる状況で敷地全体に入ってもらおうということはありませんでした。

村上委員 2018年に本契約をした後、何も調査をしないで、その時期を迎え

たということか。

柳田商業観光課長

土壌調査も含めてですが、変更契約後に入ったというものです。

村上委員

事業契約案の中の第16条、事前調査業務、これは契約の一部だから、事前調査業務はやらなければならない。事実として、何の事前調査をやったのか具体的に説明していただきたい。

柳田商業観光課長

事前調査については、設計施工一括発注をしているということですので、全体の基本計画を策定する業務ですとか、敷地の近隣の影響、工事を着手したときの影響があるということを含めて、調査などを進めていたということです。実際のボーリング調査ですとか、その土地を使っている工事の着手というところは、変更契約をした以降に、実施してきたというものです。

村上委員

2018年に本契約が終わった後、変更契約をする前までの段階では、事業費というのは発生していないのか。

柳田商業観光課長

工事の施工という部分については、発生していません。

村上委員

施工ではなくて、事前調査を行った上で、実施計画はまだできていな

いのか。

柳田商業観光課長 実施計画はつくられています。

村上委員 実施計画の提出書類というのがあるが、実施計画終了時に提出する書類、図書は次のものとする。設計図書、1 実施設計図仕様書、2 実施設計説明書、3 工事工程表、4 工事費内訳書、5 測量調書、6 設計計算書、設計構造等という契約になっているはずだが、実施計画は出ているけども、構造計算は出ていないのか。

柳田商業観光課長 実施計画は提出されておりました、詳細設計に基づく構造計算というものは、今回がしっかり出たもので、それまでの計画は、こちらで参考要求水準書等の参考図書で示していた要件をもとに、計画をされていたというものです。

村上委員 変更の契約をする前については、実際は現地の調査は何もしていなかったということでよいか。

柳田商業観光課長 必要と思われる調査をして、その中で関係資料も含めて設計を進めていたという状況です。

村上委員

当然最初に入るのは、ボーリング調査だが、その時点で地盤が弱いという相談はなかったのか。相談はいつあったのか。

柳田商業観光課長

擁壁下部に関する具体的な調査を検討しておりまして、実際の調査を行ったのは8月12日ですので、8月12日の調査が終わった後に、申し出があったというものです。

村上委員

今年の8月12日ということか。

柳田商業観光課長

そのとおりです。

村上委員

それは事実として、現場に入ることができなかったからか。

柳田商業観光課長

先程も少しご説明させていただきましたが、ボーリング調査自体は設計施工する中で、全ての箇所を全て同時にボーリング調査するという工事の工程ではありません。今回の場合は、先んじて必要なマルシェ棟下部のできるところのボーリング調査を行いまして、その後、階段棟下部の調査を行いました。擁壁が8月12日になってしまったわけですが、これについては、サクラタウンからつなぐブリッジの工事が続いており、ブリッジの工事の関係で土壌の調査がこの時期になってしまったものです。

村上委員

竣工は間に合うのか。

柳田商業観光課長

間に合う確認もとれておりまして、かつ間に合わせるためにボーリング調査の手順、工期の流れも確認しているところです。

村上委員

事前調査が何でできなかったのか、疑義は晴れていない。2018年に本契約をしてその後、現場に乗り込んだのが変更契約をした後になった大きな理由は何か。

柳田商業観光課長

ブリッジを仮設するに当たり、このコンポストセンター跡地の敷地をブリッジの仮設のために様々な重機が入る関係で、鉄板を敷くだとか、そうすることを優先してきたところです。

村上委員

最初の現地調査というのが令和元年か。

柳田商業観光課長

令和元年の11月15日が敷地のボーリング調査の最初です。

村上委員

2018年に本契約をして、第1回目が2019年の時に、変更した。変更の前に入ったのか、入っていなかったのか。

柳田商業観光課長

変更契約の前に土壌調査については入っています。

村上委員

そのときに地盤のボーリング調査はやっていないんですよね。事前調査では何をやったのか。

柳田商業観光課長

変更契約の前に入れた地盤調査の場所ですが、この敷地の中でも、マルシェ棟という建屋を建てられる部分については、土壌調査が可能でしたので、そこには入って調査をしたものです。擁壁部分については、調査すべき箇所は、ブリッジがかかる建設工事が終わるまでは、一体的に入れられないようなことがありましたので、今回の擁壁に関わる地盤調査については、8月になったというものです。

村上委員

事前調査に乗り込めなかった大きな理由というのは、ブリッジ等の設計変更とか、様々あるので、それは事前調査がスムーズにできなかった理由というのは、市がそういった様々な変更をしたがゆえに、事業者である平岩建設がそういった実態調査に乗り込めなかったということによろしいか。

柳田商業観光課長

実際にこの時期については、ブリッジの建設の影響等がなければ当然、当初想定していた工期の中でそういう調査を集中的に行えたということがあったかもしれませんが、今回の場合は、そうしたブリッジを架

設しなければいけないという事情がありまして、工期も含めた延長をお願いしてきたということです。

石本委員

確認だが、事前調査3回、最初が2019年11月から行われているわけだが、もしこのブリッジの変更がなければ当初どういう工程で調査する予定だったのか。当然、工期の工程というのが業者から知らされているのではないか。

柳田商業観光課長

本契約をして、ブリッジの架設等がない場合には、すぐに必要な調査、ボーリングに限らず、そういう必要な調査にすぐ入りまして、KADOKAWAのところざわサクラタウンのオープンが7月というふうに予定しておりましたので、今年の7月を目途に完成する提案を受けて、こちらとしては、工期は把握しておりました。

石本委員

ところざわサクラタウンのオープンに合わせた元々の工事の計画そのものが、ひょっとすると無理があったのかと思ってしまう。ボーリング調査とか、もしこれが出ていても、7月に間に合ったのか。

柳田商業観光課長

そうした計画をもって契約事業者と進める予定としていたものです。

谷口委員

擁壁の話に戻るが、擁壁が老朽化していたというところで、いろいろ

とここで工事費がアップしている。既にある擁壁が老朽化しているというのは、予期せぬことだったのか。

柳田商業観光課長 老朽化ということだけではなく、高さも必要なことが分かったということと、資料の緑色の延長部分と示されている手前にも地盤改良をしなければならぬという位置が出てまいりましたので、擁壁をそのままにしたまま地盤改良をするということも不可能ですので、安全面の観点を配慮して、擁壁の延長もお願いするということにしたものです。

谷口委員 擁壁の高さが変わっているが、その理由は。

柳田商業観光課長 擁壁の高さについては、敷地の中に滞水池がまだ既存施設として生きておりまして、その施設の上面を敷地のグラウンドレベルというふうに設けますと、そこから外の市道までに土留めを含めた擁壁をしっかり確保しないと今後、崩れるということも含めて心配な要件が出てまいりましたので、土壌改良と併せて、擁壁の高さも変更するというものです。

谷口委員 バス路線の範囲の舗装仕様見直しだが、募集時はアスファルト1層から設計後、アスファルト2層と厚くなっているがこの理由は。

柳田商業観光課長 募集時に市が示していた要求水準書の中ではアスファルト1層で路

盤2層構造ということで示していましたが、PFI事業者の設計の中で大型バスの加重に耐えて長く使っていくためには強固なアスファルト2層構造にした方が寿命も延びるというようなことも含め、安全面と耐久性を考慮しまして、変更していきたいというものです。

粕谷委員

確認だが、今回の6,832万1,000円という債務負担行為の限度額を設けるということで、契約の仕方は平成30年10月4日に本契約を結んでいるということだが、今回新たに債務負担行為を組んだ額というのは、本契約に合算させるのか。それとも別契約にするのか。

柳田商業観光課長

前の契約に合算した形で契約することになると思います。

粕谷委員

6,832万1,000円の内訳を改めて聞くが、この今回の工事だけなのか。

柳田商業観光課長

擁壁外側の地盤改良に要する費用が2,550万円、擁壁の高さを変える必要がありましたので、その高さを変えると厚み等も変える必要があり、そうした変更が2,975万円、バスの導線範囲の舗装仕様変更が350万円、その他、管理費、経費と税金を含めまして6,832万1,000円というものです。

石本委員

議場の議案質疑で植村産業経済部長の答弁でバリューフォーマネーはあまり変わらないというような答弁だった。一般的にバリューフォーマネーというのは、50億円の税金を突っ込んでやるべきものが40億円できた場合は20%のバリューフォーマネーがある、と教科書のようなものには載っている。ということは、6,800万円上がるということは、よりよい付加価値がつけば、6,800万円の工事をする事によって、どういう新しい価値が発生するのか。新しい価値が発生しなければ、コストは高くなるわけで、バリューフォーマネーは下がると思う。変わらないというのは何をもって変わらないのか。

植村産業経済部長

今回お願いした工事費に関しては、こちらとしてはPFI事業者をお願いした場合と、地方公共団体が自らやった場合と、どちらにしても出てくるものではないかと思えます。いろいろな考え方はあると思いますが、PFI導入可能調査の中で計上したときには、地方公共団体、市が自らやった場合と、PFI事業者がやった場合の差が10%ぐらいということだったので、今回、どういう手法でやっても同じだけかかるのであれば、比較の上では、何か大きく下がるというものではないと考えていると答えさせていただきました。

石本委員

それはPFIの教科書に出ているような答えか。だって、さっきの話で言えば、50億円のサービスが40億円でできるといったら、20%

のバリューフォーマネーとなる、これは普通の教科書に書いてある。本来、6,800万円分上がるわけだから、新たな価値がつけばそれは変わらないのかなど。ただ、柵とかができて、ものすごくお客さんが増えるとか、私にはそういうイメージが湧かない。その辺が市民に説明するときに、この工事をして、部長の言い方だとどっちにしたってでてるんだから変わらないでしょうということでは、それってバリューフォーマネーが変わらないのか。市の解釈なのか。

植村産業経済部長

新しい価値としては、例えば先ほど答弁した、大型バスなどの誘導するところの下に構造を厚くしているわけですが、そうしたことによって、長期間、改修などがいらなくなるといった価値も上がるものだと考えています。そういったことから、大きく影響しないとお答えしました。

石本委員

そこまで言うなら、この工事をしたら、今までの工事と比べて、大型バスを入れるための工事がどれくらい延びるとか、具体的な数値で示さないと。だってPFIというのは数値で示すところに意味がある、はっきり言って。我々賛成した会派とすれば市民に説明するときに、数値で説明するわけである。ただ単に大型バスが止まるかもしれないとか、どれくらい増えるとか、どれくらい工事しなくて済むとか、どれくらい経費がかかるとか実際に示されているのか。

植村産業経済部長

今ここでお示ししていないものなのですが、工事などは当分しなくてもいいというのは伺っております。ですから、細かい数字というものは今のところお示しできないところです。

石本委員

だったらバリューフォーマネーは下がるかもしれないけれどもお願いするという言い方だったら分かる。それだったら分かる。平成30年の9月定例会で、契約の議案をお願いされて、こっちは賛成した。そうしたら、そのとき予期せぬものが出てきてこうなったわけである。そうすると、今後、出てくるか出てこないか分からないものでそういうふうな言い方をされるのだったら、やっぱりバリューフォーマネーが下がる可能性もあるということである。変わらないって言ったから、私は下がるのではないか、下がってもこの工事をやるというのなら分かる。変わらないと、数値の説明もなくて、ただ変わらないと言われても納得できない。私たちは市民に聞かれたらどういうふうに説明すればいいのか。

植村産業経済部長

変わらないというところはお示しできないというところもありますが、下がるということも今ここでお示しできませんので、私どもの考え方の中では、大きな影響はないということです。数字が出せないのは申し訳ありません。

休 憩 (午後8時48分)

(説明員交代)

再 開 (午後8時54分)

(街づくり計画部)

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

休 憩 (午後8時55分)

(説明員交代)

再 開 (午後8時56分)

(教育委員会)

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

休 憩 (午後8時57分)

(説明員交代)

再 開 (午後8時58分)

(財務部)

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【質疑終結】

休 憩 (午後8時59分)

再 開 (午後9時0分)

石本委員

【意見】

議案第116号「令和2年度所沢市一般会計補正予算（第12号）」について立憲民主党を代表して意見を申し上げます。

「所沢市観光情報・物産館」整備事業（COOL JAPAN FOREST構想）の債務負担行為についてです。

事業の内容そして債務負担行為をすることは工事が既に始まっている今日やむを得ないものと思います。

しかし今回の債務負担行為を通して改めてPFIのメリットとデメリットを考えさせられました。

PFIの手法のメリットとして大きく以下の3点が挙げられます。①これまで担ってきた事業に関わるリスクを民間に移すことでリスクを軽減すること、②財政支出の削減効果が期待できること、そして③先々の支出の金額を確定させることです。

しかし、ミューズの改修の際のPFIでも途中追加予算が出され、今回の「所沢市観光情報・物産館」整備事業でも6,832万1,000円の追加費用が発生しました。

当初の議案に賛成した時には今回の追加費用はかからないことを前提に判断しました。その後追加費用の補正予算が提案されても、今さら事業を止めるわけにはいかない状態になります。もちろんPFIを請け負った民間企業も利益を出さなければ成り立ちませんから、その意味でも追加費用についてやむを得ないと思います。しかし市民から見れば

「最初の話とは違うのでは？」と疑問を抱かれてもしょうがないと思います。今回の事業を見ているとまるで最初の販売価格を見て家を購入するのを決めた後にオプションなどの追加費用を請求された話に似ている感じがします。

市役所の全部局にまたがる話なので事務方トップの副市長にお願いします。

最終処分場、給食センターは既にPFI手法を採用して工事を行うことが予定されています。今のままでは議案に賛成すること自体にリスクを感じます。

今後PFIの手法を採用して事業を行う際には、追加費用のリスクをできる限り最小限にする契約などの在り方をはじめとするガイドラインの様なものを検討していただくことをお願いして賛成の意見とします。

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、意見を申し上げます。

今回、指摘があったように旧コンポストセンター跡地利活用事業の中では、とりわけ事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項として、リスクの分担の基本的な考え方が示されています。それを見ますと、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とするとありまして、事業者の担当する業務に係る

リスクについては、基本的には事業者が負うものとするということで、きちんとリスク分担の基本的な考えがあります。にもかかわらず、今回は市がすべてのリスクを背負うこととなってしまったという意味では、P F I は全国的に流行しているようですが、P F I の在り方も含め、こういうリスクが出ないように、あらかじめ詳細については契約書にお互いのリスクを書くということを検討していただくことを求めて、今回は賛成をいたしますが、ぜひP F I のあり方についても今一度考えていただきたいことを申し添えて賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第116号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

散 会 (午後9時4分)